

「航空機製造事業法における無人機規制の在り方に関する検討会」
開催趣旨・運営

令和 5 年 1 月
経 済 産 業 省

1. 本検討会の趣旨

(1) 背景

- 航空機製造事業法（以下「事業法」という。）は、航空機及び航空機用機器の製造及び事業活動の調整による国民経済の健全な運行への寄与、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによる生産技術の向上を図ることを目的として、航空機製造事業の許可や製造・修理方法の認可等の制度を定めている。
- 近年、特に無人機については、観測、インフラ点検、物資輸送など経済社会活動の様々な場面での利活用の拡大が期待され、ドローンや空飛ぶクルマ等、従来の航空機とは異なる構造を有する機体の開発が進展するとともに、その製造技術・方法についても多様化している。
- このため、こうした昨今の無人機の開発・製造の状況を踏まえ、事業法における無人機の規制の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 検討内容

- 現在の事業法においては、無人機についても、有人機と同様の制度が適用されている一方で、昨今、無人機は、航空機用原動機等を用いた有人機とほぼ同等の構造を有するものだけでなく、ドローンに代表されるような、市販の汎用的なモーターやバッテリー等の部品により構成され有人機と異なる方法・技術で製造されるものが登場するなど、機体構造の多様化が見られる。
- こうした昨今の無人機の開発・製造の実態を踏まえ、事業法における無人機の製造等の規制の課題を整理するとともに、その対応策の検討を行う。

2. 本検討会の運営

- 本検討会に係る事務は、関係部局等の協力を得て、経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課が行う。
- 本検討会の構成員は資料 3 のとおりとし、委員の互選により座長を決定する。